

タクシーが
つなぐ人の輪
地域の輪



全国ハイヤー・タクシー連合会
(社団法人 全国乗用自動車連合会)

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

タクシーのりば

CONTENTS

タクシーは あなたの 身近な パートナー … 1	
事業者数と車両数 … 3	
輸送人員と営業収入 … 5	
事業規模 … 7	
経営の現状 … 8	
タクシーの運賃・料金 … 9	
年間税額 … 11	
環境に優しいタクシーを利用しよう … 12	
ケア輸送サービス … 13	
タクシー代行 … 15	
ますます便利で快適に … 16	
安全・安心輸送を支える人々 … 17	
厳しい労働環境 … 19	
無事故・たゆまぬ努力 … 21	
防犯対策 … 24	
地域貢献 … 24	
広報活動 … 25	
都道府県協会一覧 … 26	

(社)全国乗用自動車連合会

(通称名:全国ハイヤー・タクシー連合会(略称:全タク連))は、ハイヤー・タクシー事業者の全国団体です。戦後まもなく結成された事業者団体が昭和37年に法人化されたもので、自動車が高価で一般の人々には手が届かず、乗用自動車といえばハイヤー・タクシーを意味していた時代からの名称です。全タク連は法人事業者の団体で、個人タクシーは別の団体となっています。



全タク連ロゴマーク：タクシーをより身近に感じていただき、親しみを持っていただくために、広く一般の方々から募集し決定しました。

乗合タクシー

一人あたりの定額運賃で、乗車定員まで相乗りできます。地域に対応した団地型、過疎地型、空港型、観光型、福祉型などがあります。



観光タクシー

観光地の見所を効率よく回りたいときに、名勝地や特産物などの知識豊富な運転者が観光ルートに沿って案内します。



ケア輸送サービス

高齢者、障害者等手助けが必要な方々のための外出を支援します。

(福祉タクシー、介護タクシー、救援・救急タクシー)



便利タクシー

外出が困難な方々や時間の余裕がない方々等に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに活躍しています。



育児支援のタクシー

子育てのお手伝い。塾の送迎や集団下校などにも活用されています。子供専用チケットの発行・運転者の特別教育、チャイルドシートの用意などの工夫をしています。



タクシーは あなたの 身近な パートナー

タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪

防災レポートタクシー

大地震などの非常災害が発生したときに、特別な研修を受けた運転者が関係機関やマスメディアに緊急電話で、災害現場の状況や道路状況を的確・迅速に情報提供し地域防災に貢献します。



子ども110番 通報協力タクシー

保護を必要とする子ども・高齢者などを目撃する機会が多く、警察・関係団体と連携して地域の防犯活動に積極的に参加しています。



タクシー代行

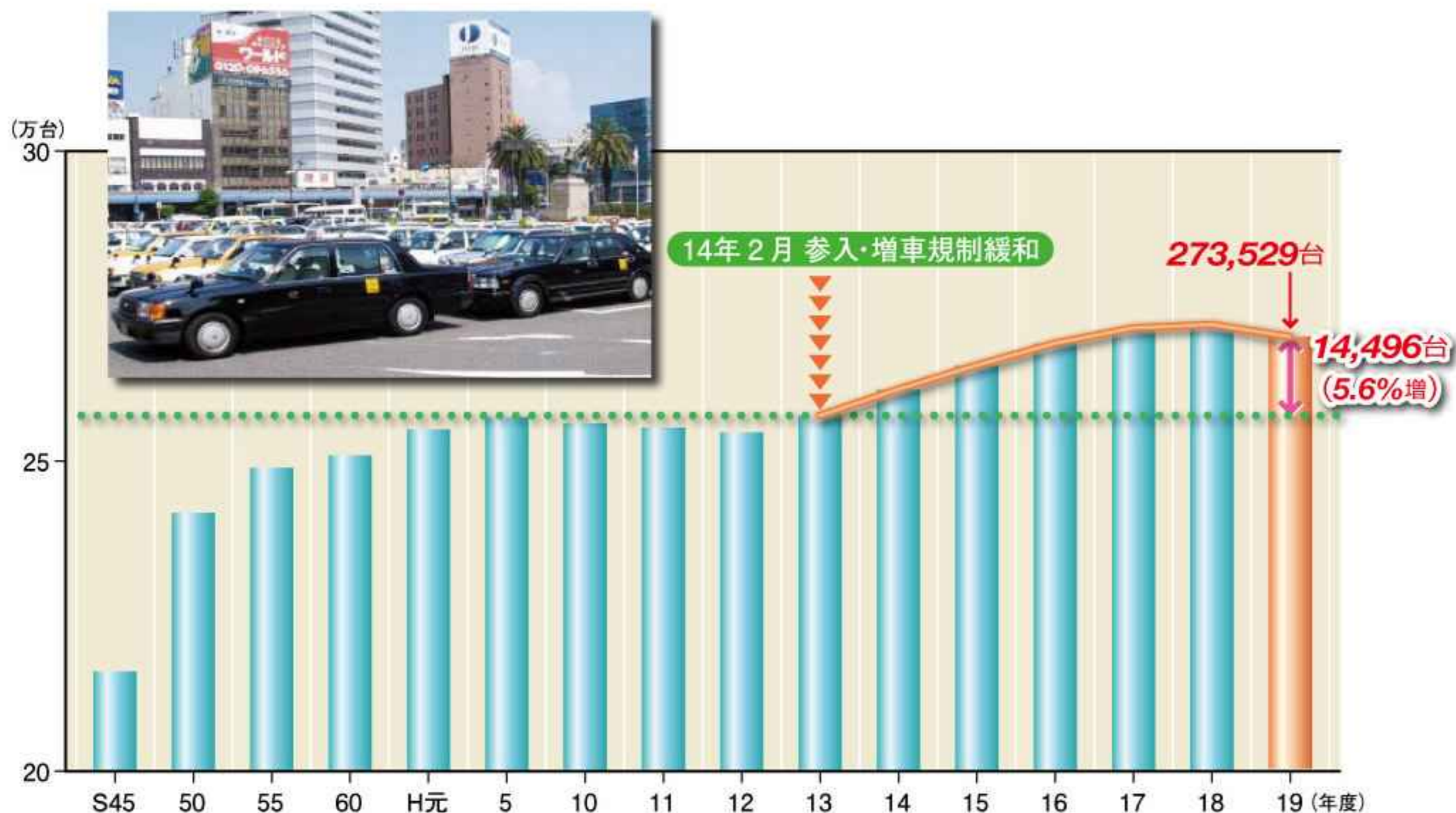
飲酒等で自分の車を運転できなくなったときにタクシーをご利用いただき、タクシー会社の運転者がお客様の車をご自宅までお運びします。



事業者数と車両数

タクシーには、会社組織により運行する法人タクシーと、法人タクシーの勤務経験等一定の条件下の運転者・個人タクシー（1人1車）があります。

法人タクシーは、タクシー車両総数の8割以上を占め、公共交通機関としての責任を果たしています。



平成14年2月に新規参入・増車の規制緩和が行われ、流し営業を主体とする都市部を中心にタクシー車両の供給過剰が進展し、運転者の労働条件の低下や交通渋滞等の弊害が指摘されています。

このため、20年1月9日から23年1月8日まで3年間仙台市が緊急調整地域に、札幌交通圏等537の営業区域が特別監視地域（このうち109地域を特定特別監視地域）に指定され、利用者の安全・利便確保のため国の監査強化等が図られています。

タクシー総車両数 **273,529台**

法人タクシー事業者数 **12,844社** (うち 福祉輸送限定 5,890)
 法人タクシー車両数 **228,760台** (うち 福祉輸送限定 8,345)
 個人タクシー **44,769台**

(平成20年3月末現在 国土交通省調べ)

北海道
697
12,033
(2,000)

青森
269
3,186
(118)

岩手
202
2,555
(91)

宮城
296
4,842
(736)

福島
311
2,900
(70)

秋田
134
1,665
(80)

山形
116
1,428
(91)

新潟
191
3,428
(396)

栃木
234
2,135
(69)

茨城
448
3,348
(0)

福井
104
1,021
(156)

富山
81
1,204
(86)

長野
202
3,355
(107)

群馬
204
2,051
(7)

埼玉
507
6,639
(203)

兵庫
592
8,483
(1,440)

京都
151
7,147
(2,518)

岐阜
112
2,606
(165)

山梨
136
1,154
(0)

東京
904
41,751
(18,213)

千葉
571
7,230
(941)

大阪
853
19,128
(4,228)

滋賀
92
1,263
(41)

愛知
379
9,981
(1,114)

静岡
223
5,748
(304)

神奈川
549
11,309
(2,832)

奈良
253
1,265
(13)

三重
198
1,623
(9)

和歌山
147
1,787
(91)

福岡
445
11,241
(2,609)

山口
182
2,620
(145)

広島
517
6,155
(1,366)

岡山
276
3,583
(261)

長崎
185
3,255
(560)

佐賀
76
1,301
(67)

大分
124
2,519
(186)

愛媛
276
2,419
(256)

香川
152
1,635
(151)

熊本
228
3,940
(498)

宮崎
83
2,398
(101)

高知
190
1,509
(206)

徳島
187
1,240
(70)

鹿児島
189
4,131
(435)

沖縄
223
4,273
(1,411)

【凡例】

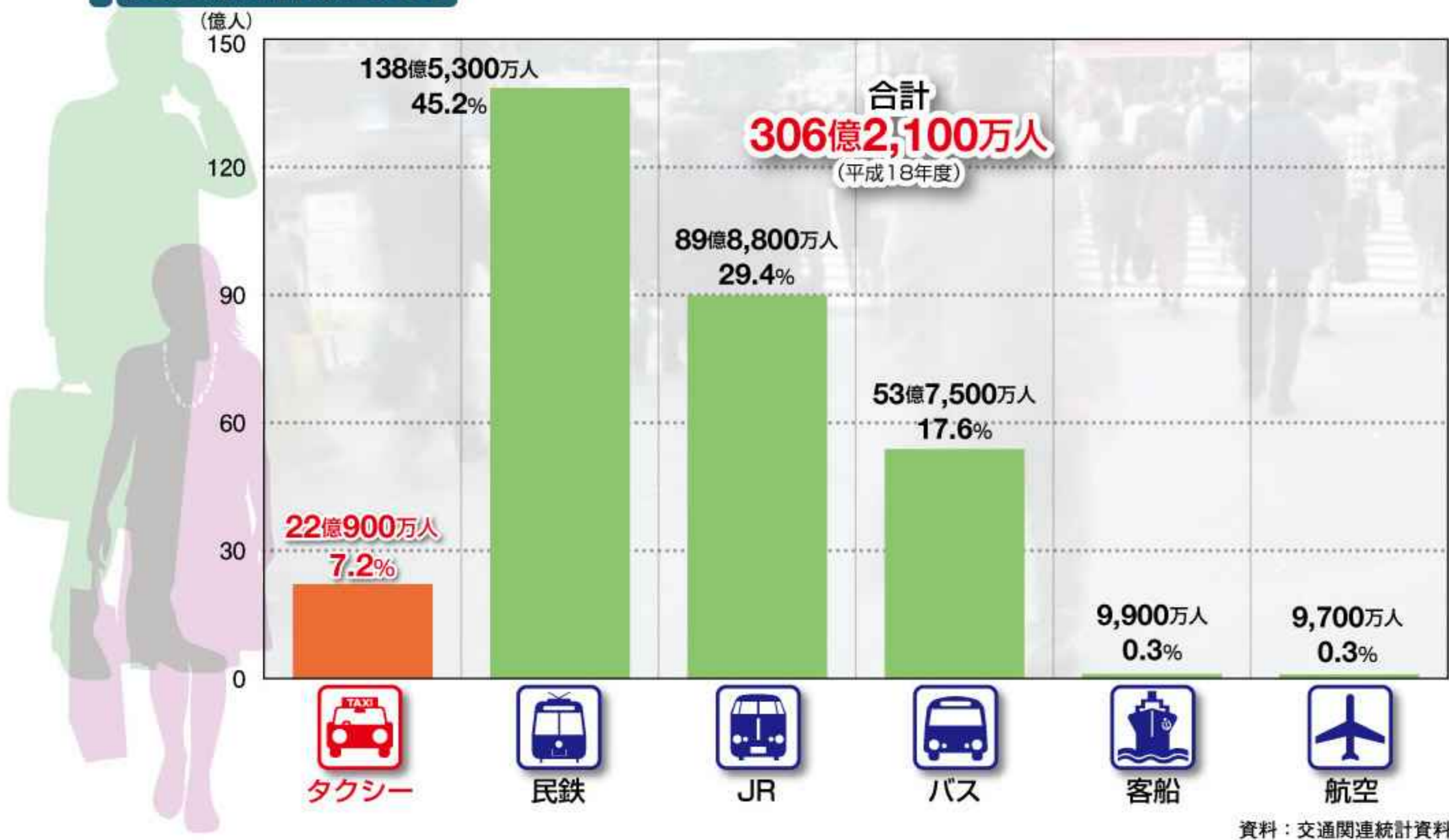
東京
904 ● 法人タクシー事業者数
41,751 ● 法人タクシー車両数
(18,213) ● 個人タクシー

(注) 福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者など単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者に限定して営業するタクシー事業。

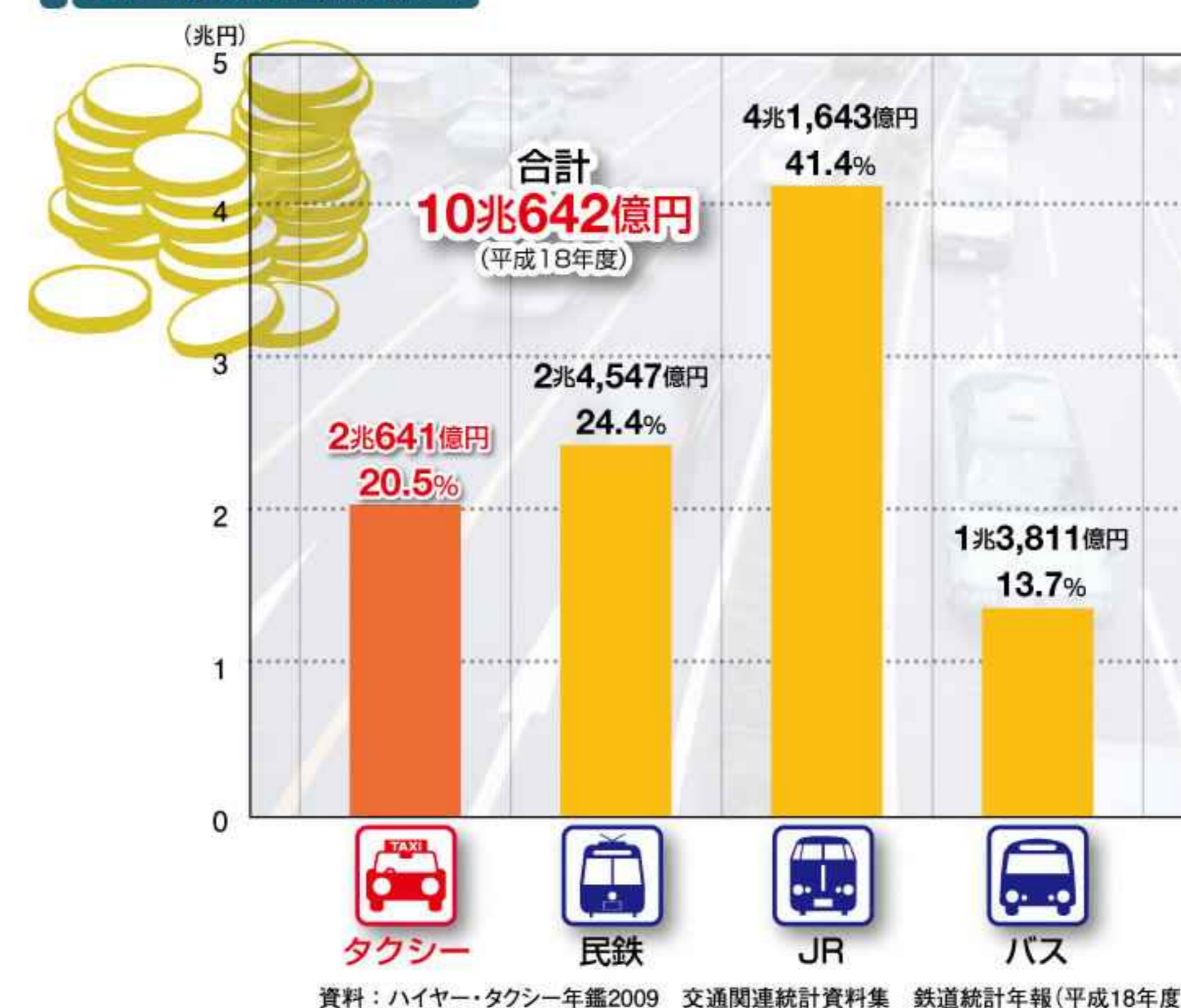
輸送人員と営業収入

事業者の努力にも関わらず、自家用自動車の増加、都市部の地下鉄網の整備等により、需要は減少傾向にあります。

交通機関別輸送人員



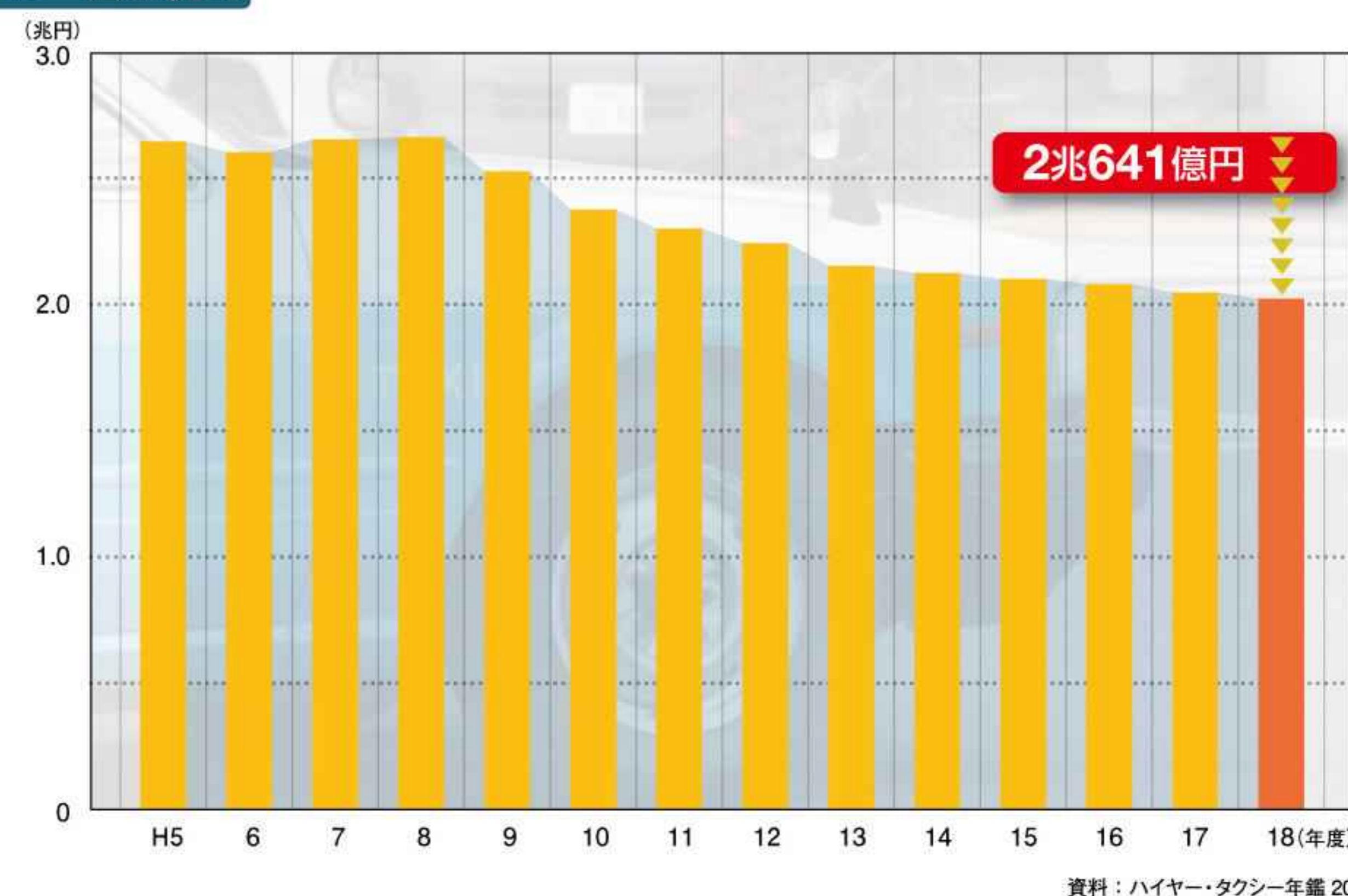
交通機関別営業収入



タクシー輸送人員

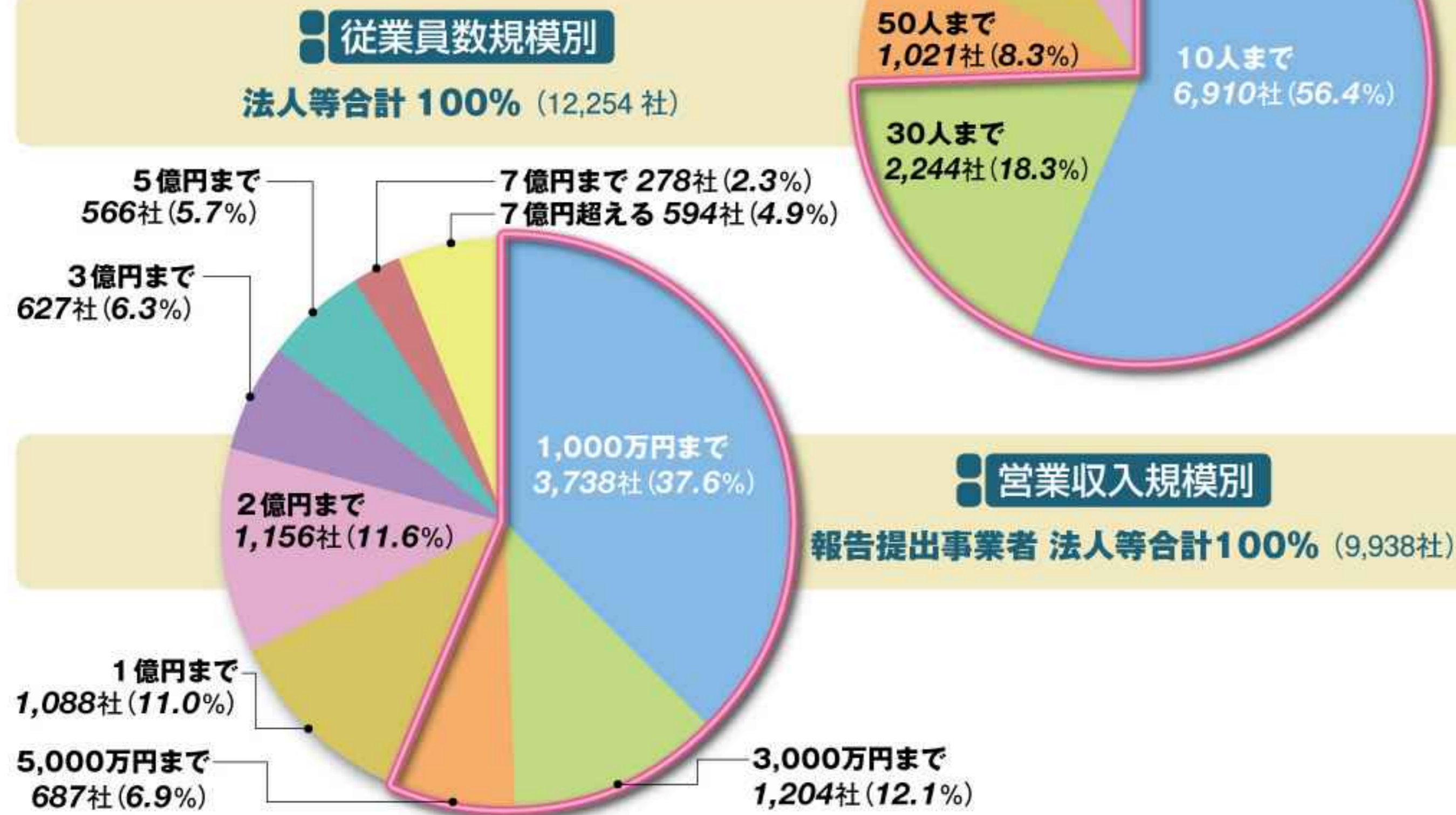
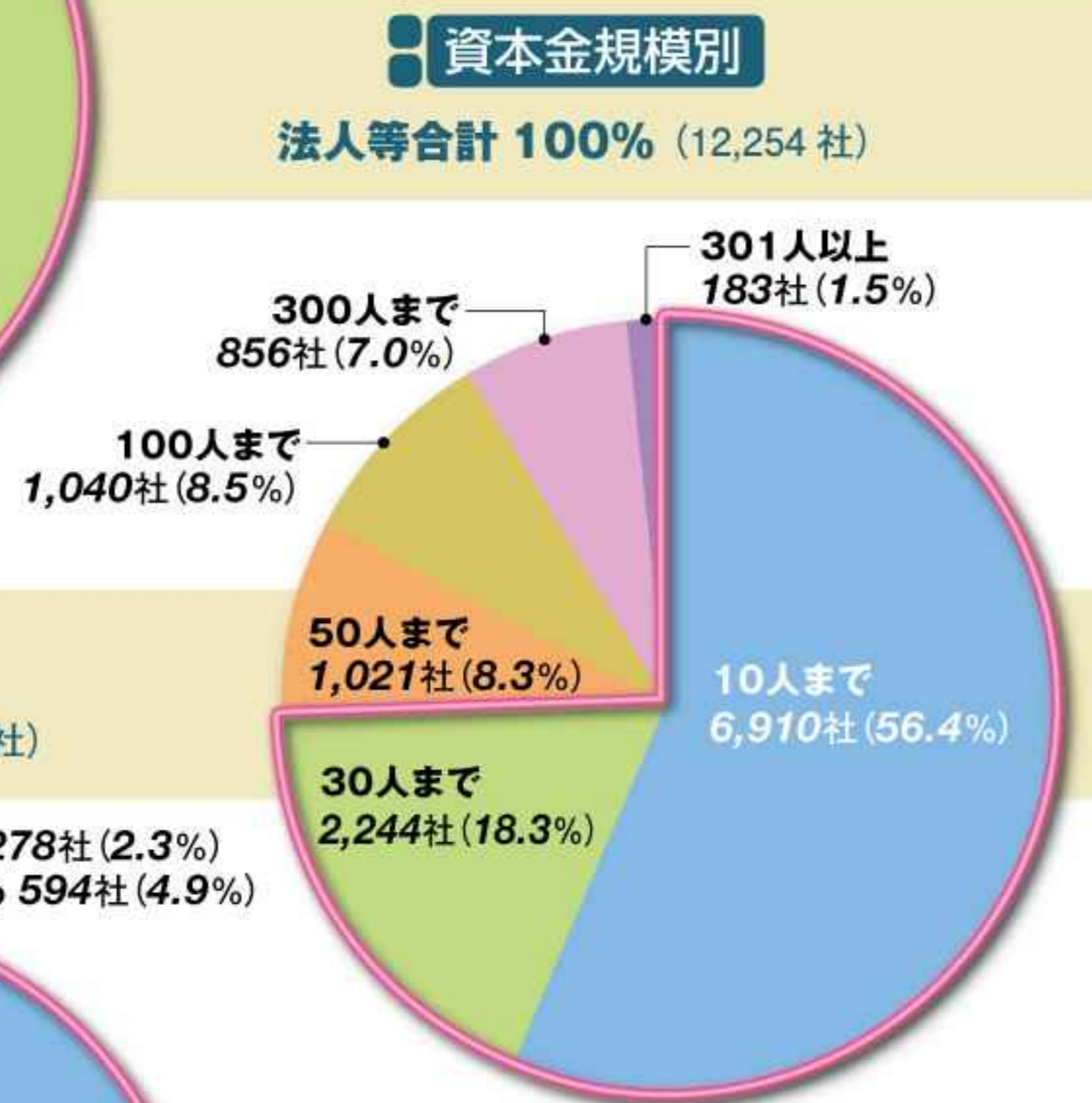
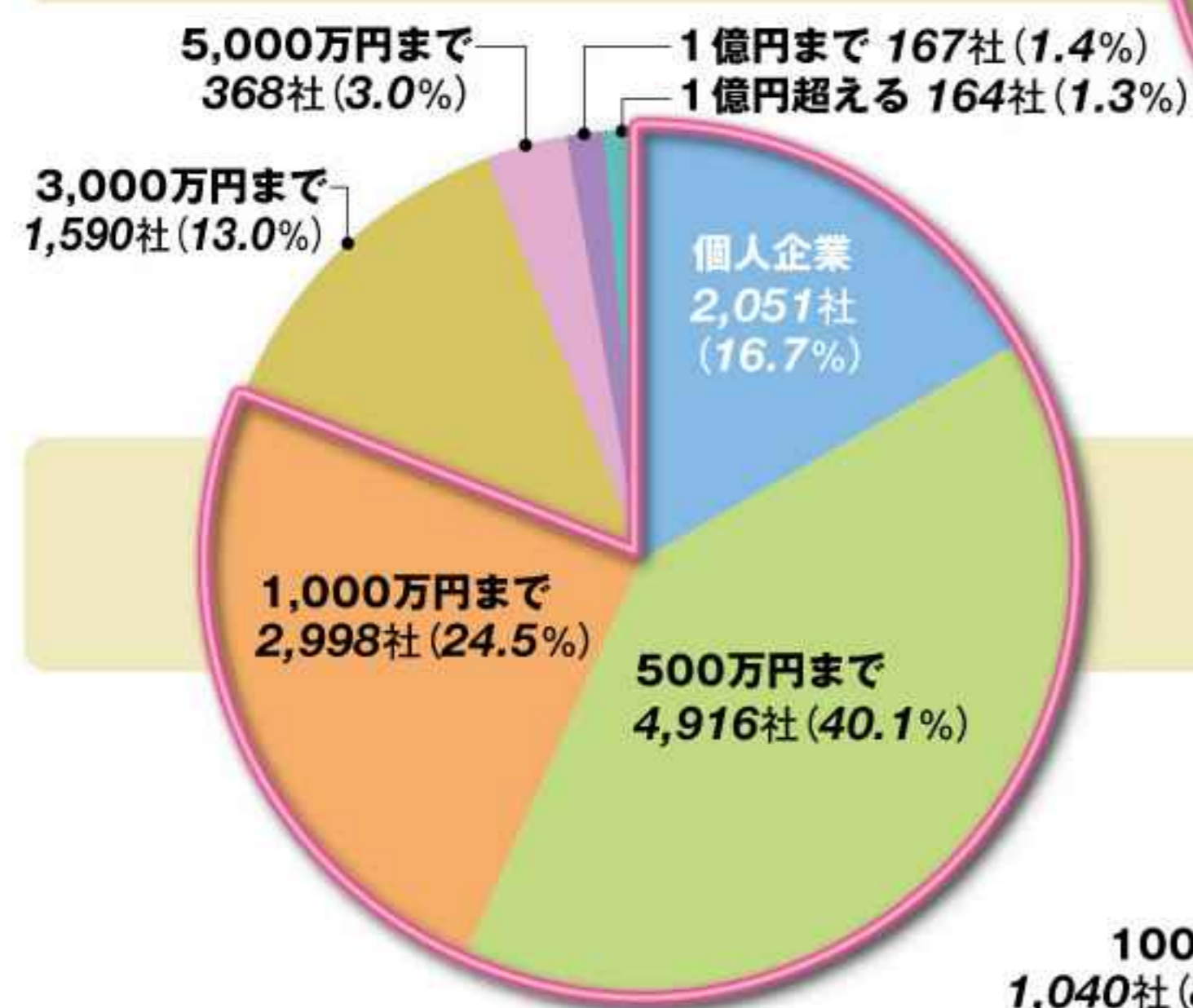
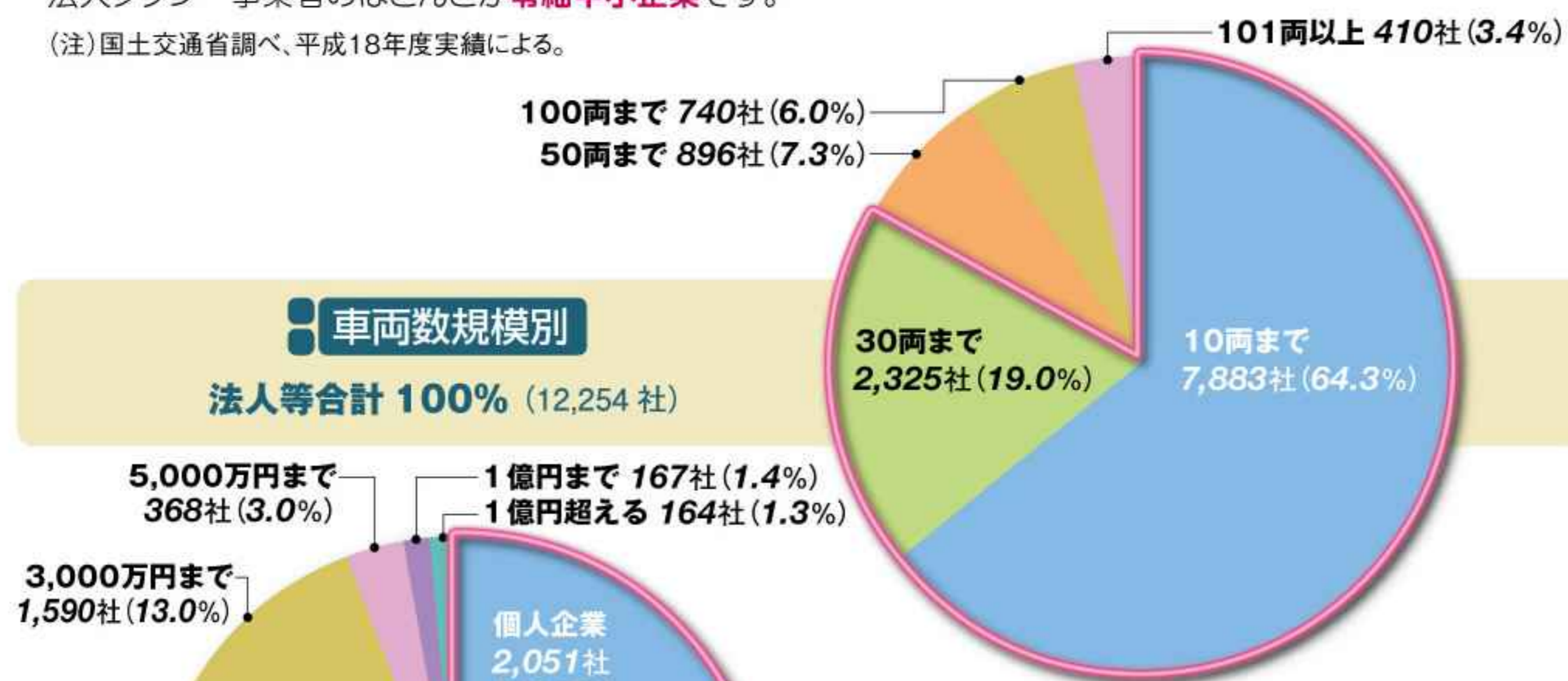


タクシー営業収入



事業規模

法人タクシー事業者のほとんどが**零細中小企業**です。
 (注)国土交通省調べ、平成18年度実績による。



経営の現状

タクシー事業は典型的な労働集約産業です。運転者等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の8割を占めます。世界的な景気後退に伴う昨今の資金難や需要の減少は、経営に深刻な影響をもたらしています。

タクシー1台当たりの自賠責保険料

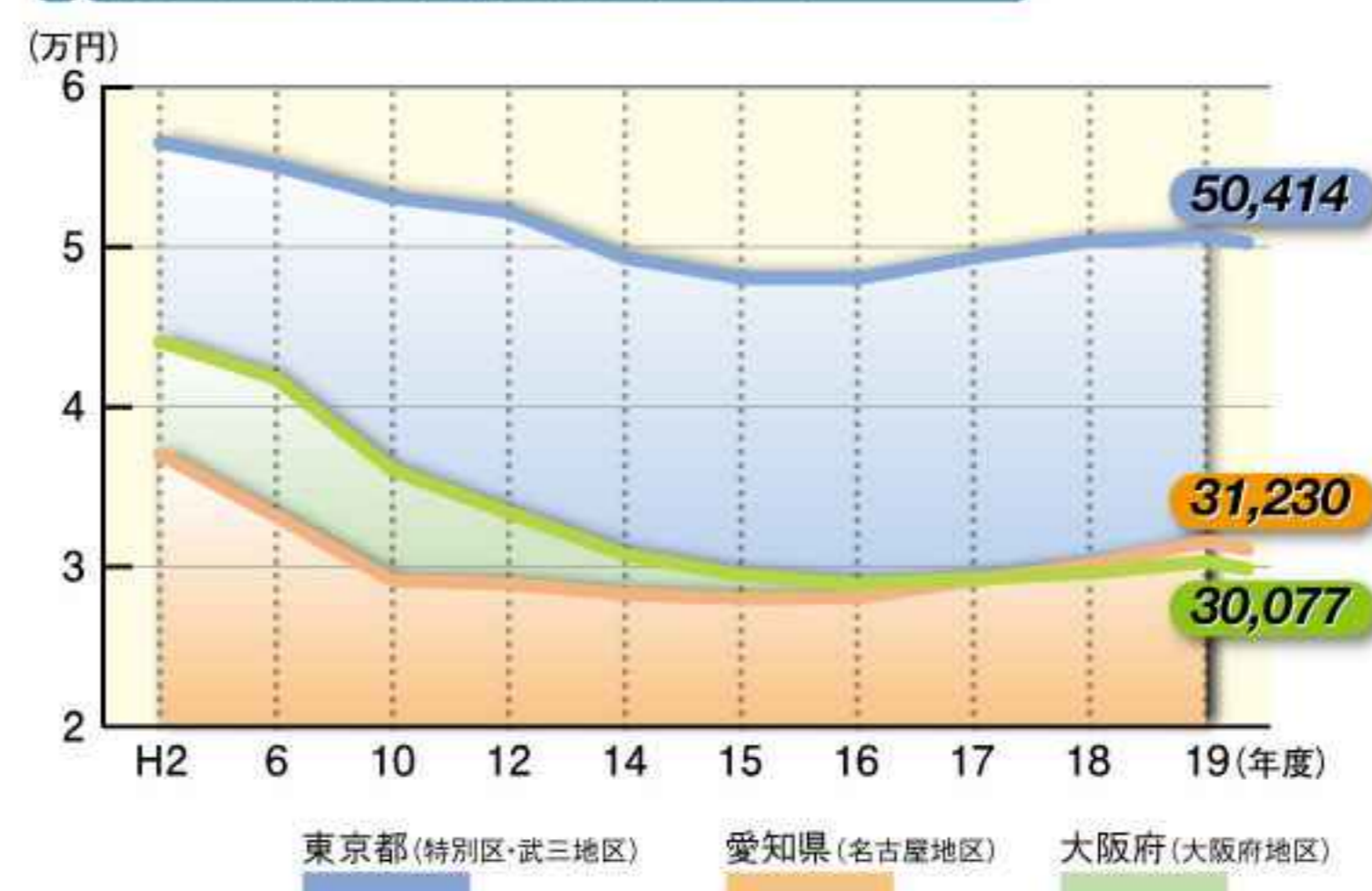
(注：平成21年4月から適用の1台当たり年間保険料)

法人タクシー	94,330円
個人タクシー	24,300円
自家用自動車	13,850円
バス(営業用)	43,650円
バス(自家用)	13,080円
トラック(営業用)2トン超	49,040円
トラック(自家用)2トン超	35,260円



資料：自動車運送事業経営指標 (2008年版)

各地の日車営業収入の推移

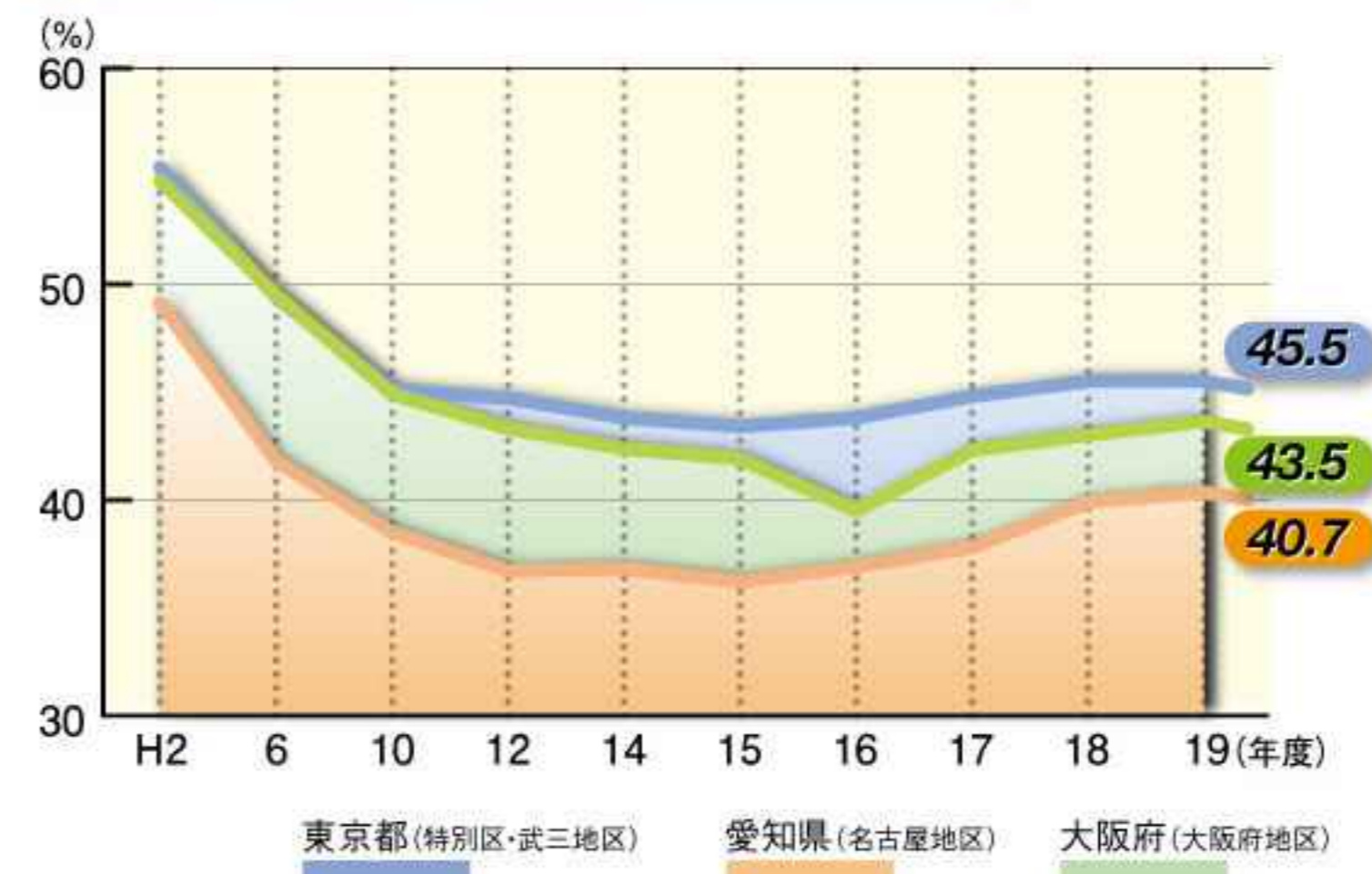


1日1車当たりの平均営業収入

運賃ブロック	東京都(特別区・武三地区)	愛知県(名古屋地区)	大阪府(大阪府地区)
平成2年	56,550円	37,045円	44,089円
6年	55,068	33,159	41,766
10年	53,085	29,151	36,055
12年	52,194	28,935	33,384
14年	49,327	28,294	30,780
15年	48,069	28,012	29,483
16年	48,046	28,073	28,927
17年	49,337	29,147	29,280
18年	50,370	30,132	29,621
19年	50,414	31,230	30,077

国土交通省調べ

各地の実車率の推移



総走行kmに占める営業収入の対象となる走行kmの比率

運賃ブロック	東京都(特別区・武三地区)	愛知県(名古屋地区)	大阪府(大阪府地区)
平成2年	55.4%	49.1%	54.8%
6年	49.4	41.8	49.5
10年	45.1	38.5	44.9
12年	44.7	36.7	43.3
14年	43.8	36.8	42.4
15年	43.4	36.2	41.9
16年	43.8	36.9	39.5
17年	44.8	37.8	42.3
18年	45.5	39.9	43.0
19年	45.5	40.7	43.5

国土交通省調べ

タクシーの運賃・料金

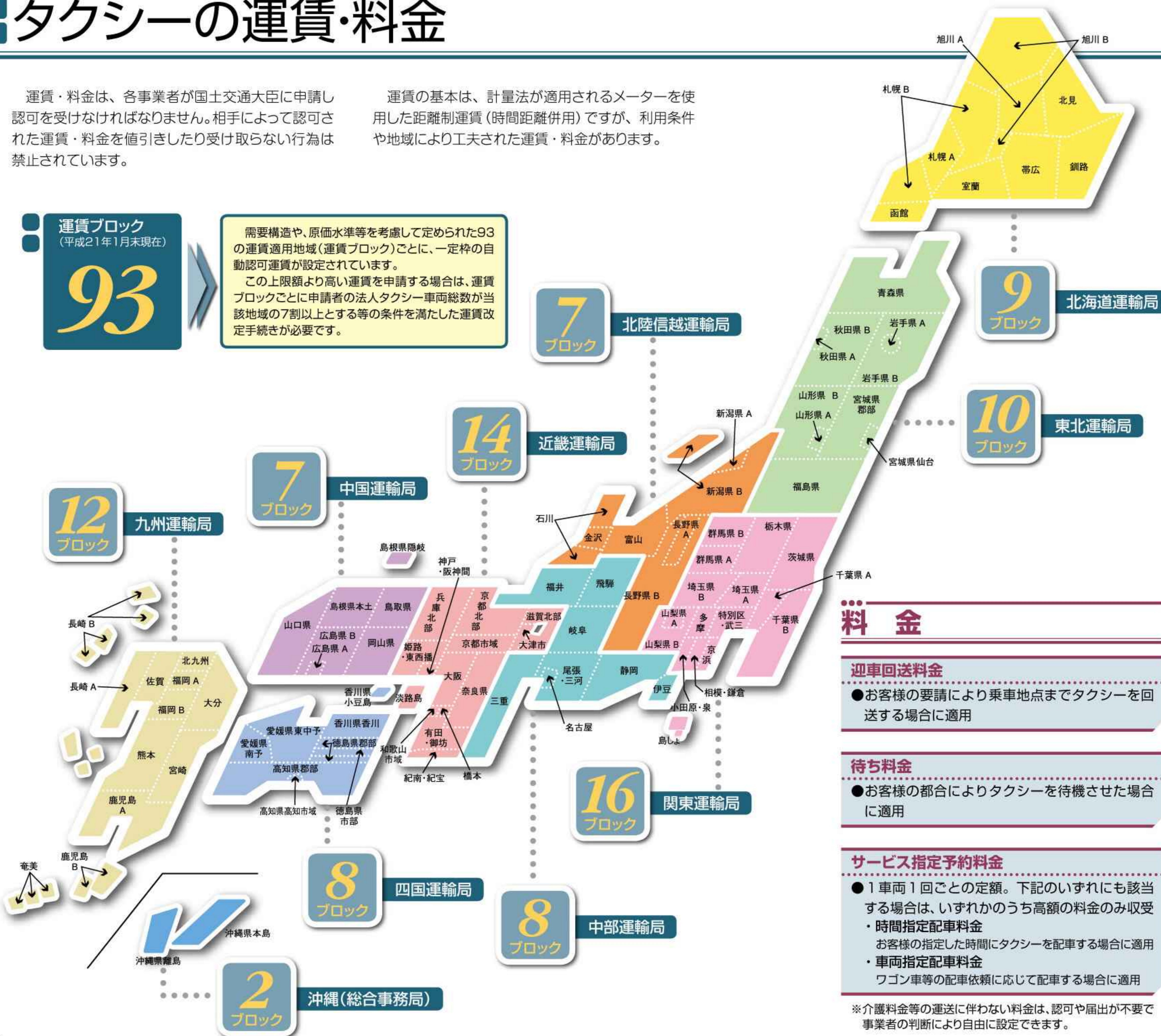
運賃・料金は、各事業者が国土交通大臣に申請し認可を受けなければなりません。相手によって認可された運賃・料金を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

運賃の基本は、計量法が適用されるメーターを使用した距離制運賃(時間距離併用)ですが、利用条件や地域により工夫された運賃・料金があります。

運賃ブロック
(平成21年1月末現在)

93

需要構造や、原価水準等を考慮して定められた93の運賃適用地域(運賃ブロック)ごとに、一定枠の自動認可運賃が設定されています。
この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。



運賃

距離制運賃

- 運賃適用地域ごとの自動認可運賃 (上限から10%の下限まで10円刻みの初乗り運賃+走行距離に応じた加算運賃)
- 自動認可運賃を下回る運賃
- 初乗り距離短縮運賃

時間制運賃

- 実拘束時間に応じた運賃 (初乗り運賃+加算運賃)

定額運賃

- 事前に定めた運送区間及び定額による運賃
 - ・ 空港、鉄道駅等と一定のゾーン間
 - ・ 大規模イベント開催期間中の駅等とイベント会場の間
 - ・ 観光ルート別

割引運賃

- 事業者の工夫による割引運賃
- 対象者に着目・・・
 - 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、高齢者(例：65歳以上)、乳幼児、妊婦、免許返納者、着物着用者、学生
 - 利用条件に着目・・・
 - 往復、遠距離(例：7,000円超え2割引)
 - クーポン・プリペイドカード
 - オフピーク、乗り継ぎ、利用回数、主催観光旅行



割増運賃

- 深夜早朝、冬期、寝台

料金

迎車回送料金

- お客様の要請により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

待ち料金

- お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

サービス指定予約料金

- 1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受
 - ・ 時間指定配車料金
お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用
 - ・ 車両指定配車料金
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

※介護料金等の運送に伴わない料金は、認可や届出が不要で事業者の判断により自由に設定できます。

年間納税額

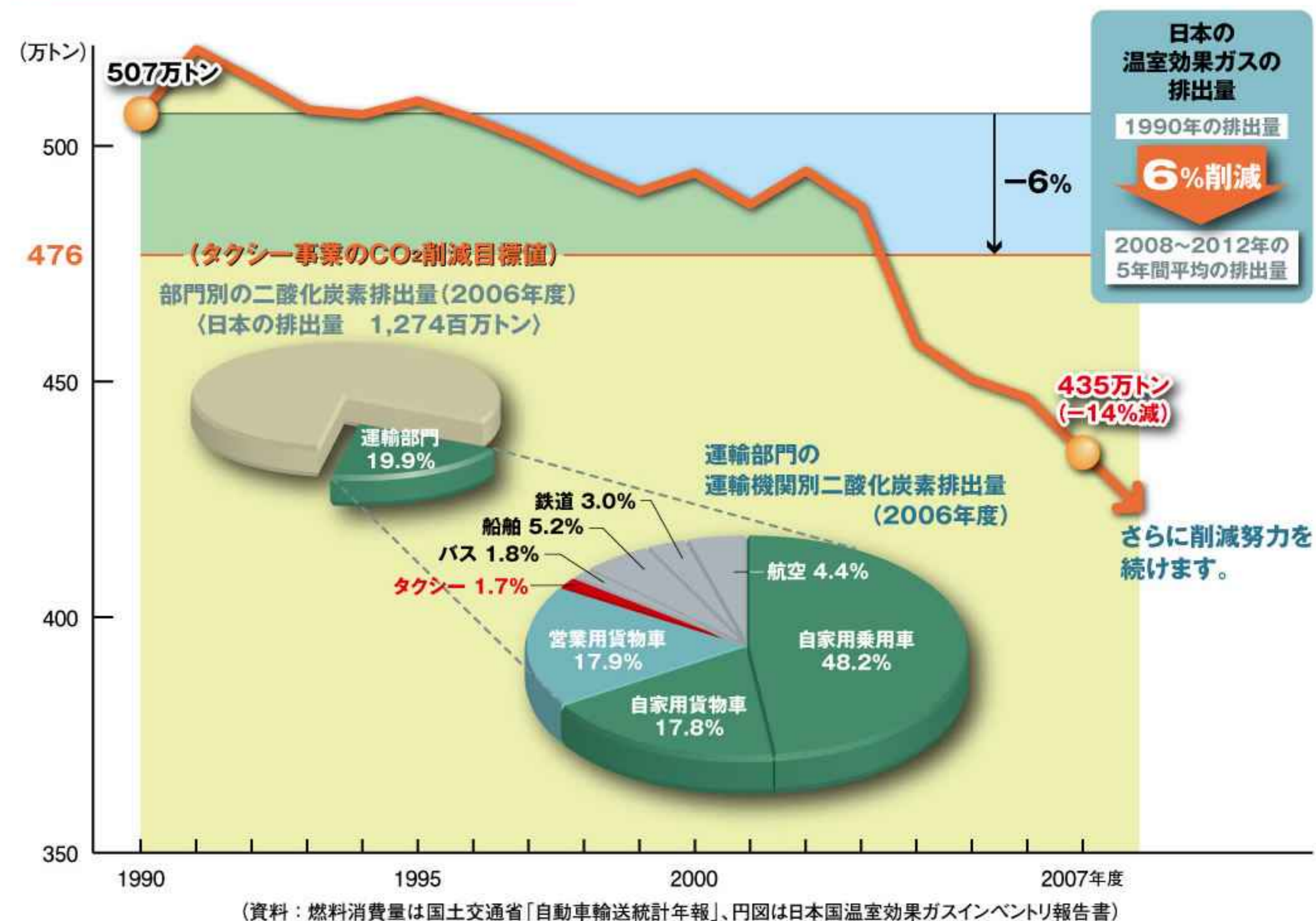
環境に優しいタクシーを利用しよう

タクシー1台当たりの年間納税額

タクシーLPG使用車両の場合の負担税額…………… (普通車) **479,879円**
 (前年度比+51,362円)
平成20年3月末現在 東旅協調

項目	金額	算出の基礎		
国税	石油ガス税	177,370円	税 額=129円80銭 年間走行=100,813km (1日276.2km) 保持キロ=125.57km	
	石油石炭税	10,946円	税 額=1t 1,080円 年間使用量=18,099ℓ	ガス状炭化水素
	消費税	普通車 29,875円	車両価格2,390,000円の5/100 =119,500円÷4年	平成9年4月1日より 5%課税
		燃料油脂費 57,250円	17年度実働1日1車当り 運送収入50,604円の6.2/100 =3,137円×365日×5/100	
		車両修繕費 13,852円	17年度実働1日1車当り 運送収入50,604円の1.5/100 =759円×365日×5/100	
		営業外費 7,391円	17年度実働1日1車当り 運送収入50,604円の0.8/100 =405円×365日×5/100	
	その他経費 131,145円	17年度実働1日1車当り 運送収入50,604円の14.2/100 =7,186円×365日×5/100		
自動車重量税	8,400円	0.5t当たり2,800円		
地方税	自動車取得税	普通車 17,925円	車両価格2,390,000円の3/100 =71,700円÷4年	
	自動車税	9,500円	(営業用)1500ccを超えるもの	昭和59年4月1日より 課税
	事業所税	16,225円	年収448万円(月額37.3万円) 37.3万円×(1.25/1000)×2.9人 ×12ヶ月 (資産割)1,000m ² を超える場合 1m ² 300円(坪990円)	バス・トラックは非課税 ハイ・タクのみ課税、 但しタクシー250台 までは減免されている

タクシーの二酸化炭素排出量の推移



●タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

燃料ではLPG1に対してガソリン1.39、軽油1.57倍のCO₂が出ます。
 一方、走行キロを見ると、LPG1に対してガソリンは1.327、軽油は1.347倍走ります。したがって、LPG車のCO₂排出1に対しガソリン1.05、軽油1.17倍のCO₂を排出することになりLPG車は環境に優しい自動車といえます。

●今後も続ける削減努力

- デジタル式GPS-AVMシステムの導入
促進による運行の効率化
- エコドライブの実施
 - ・駐停車時のアイドリングストップの徹底
 - ・車両の過度の冷暖房の防止
 - ・急発進・急加速の防止
 - ・休憩、仮眠、洗車時のエンジン停止
- 低燃費車両の導入

●要望しています

すべてのタクシー車両がLPGハイブリッド車に代われば、大幅なCO₂の削減になります。

水素燃料電池車ハイヤー
 燃料の水素は環境に優しく、加速、減速しても音が静か。



ケア輸送サービス



ステッカー(平成15年5月16日商標登録)
ケア輸送士が乗務するタクシー車両に貼付するステッカーです。「やさしさ」「思いやり」を表すクローバーを、ケア(Care)の頭文字「C」があたたく包み込んでいます。

高齢者、障害者等手助けが必要な方々のための
タクシーの外出支援サービスを**ケア輸送サービス**と呼んでいます。

国のバリアフリー基本方針

1. 平成22年までに福祉タクシー約18,000台

安定した乗り心地のセダン型の一般タクシーだけでなく、全国で約**11,000台**の**福祉タクシー**が利用できます。

また、高齢者、障害者等が他の利用者と同様に、必要なときにいつでも利用できる**ユニバーサルデザインタクシー**の開発要望をメーカーや国に働きかけています。



福祉タクシー

乗り降りが容易な回転シートやリフトアップシート付きのセダン型車両、車いすのまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両

2. 職員等関係者に対する教育訓練の充実

職員や運転者に対する教育は、社内だけでなく無線協同組合、各県タクシー協会などが研修を行っています。また、平成14年から運転者を対象に全国統一的な**ケア輸送サービス従事者研修**も実施しています。

ケア輸送サービス従事者研修

サービス提供の基礎知識や車いすの取扱い等を学ぶ
通信教育と集合研修(45時間)

国土交通省と厚生労働省に加え(財)全国老人クラブ連合会、(社福)日本盲人会連合、(社福)日本身体障害者団体連合会、(財)全日本聾唖連盟の利用者4団体が後援。



共同配車センター

前日までの予約で、ヘルパーやケア輸送士の運転者が、介助が必要な高齢者、障害者の「お出かけしたい」のお手伝いをします。

福祉タクシーを活用した共同配車センターが**東京、大阪、岐阜東濃地区、京都**で運営されています。この取組みが、利用者の支持により継続し、また、各地に広がるための支援が望まれます。



全国ケア輸送士会

研修修了者(ケア輸送士)は全国で約**2,900人**

(平成21年3月末現在)

ケア輸送士の有志により、平成15年7月に設立された「全国ケア輸送士会」は、ケア輸送サービスの推進を目的に、研修後援団体の活動にボランティアで参加したり、事業者団体のサービス向上活動に実技を披露する等の協力をしています。

介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に…

指定居宅サービス事業者のタクシーでは介護資格の運転者、又は同乗ヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。

救援・救急タクシー

緊急事態の場合に…

電話やPHSを活用した緊急通報制度により、近くを走行する運転者がご自宅に急行します。

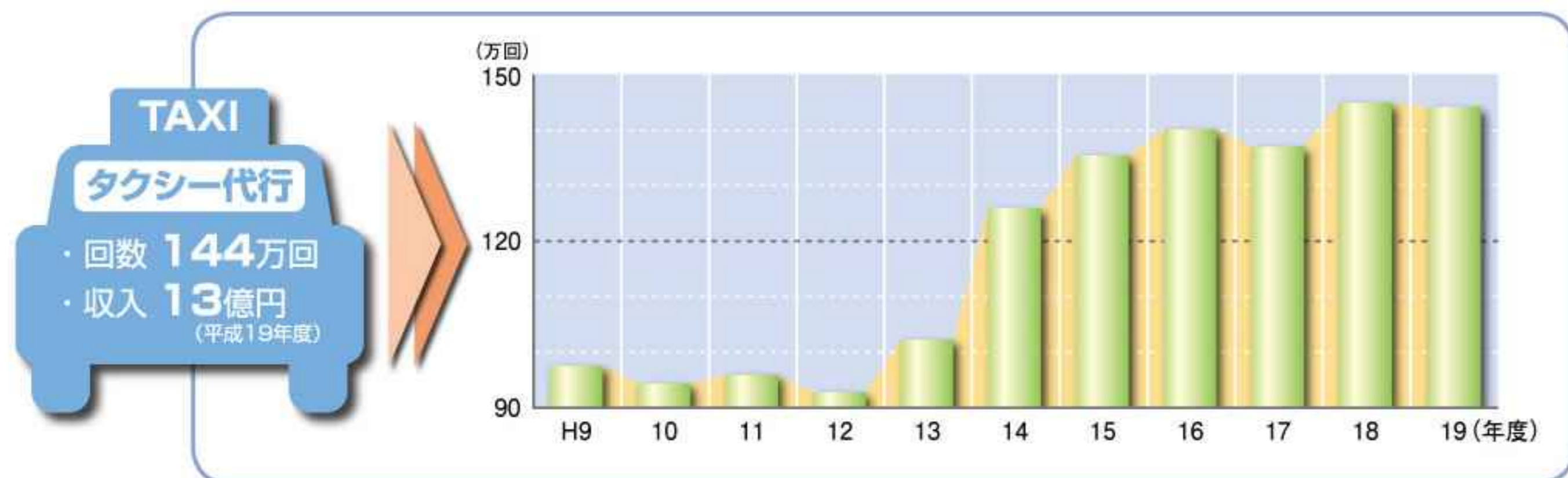
タクシー代行

タクシー代行は「飲酒した。」「気分が悪くなった。」などの事情から、自分の車を運転できない場合に利用者をタクシーに乗せ、利用者の車を陸送するサービスです。タクシー業界では、適正な労働条件や運

行管理の下で、安心して利用できるサービスとして、年間約144万回の顧客車の車両を陸送するサービスを提供しています(平成19年度)。

ますます便利で快適に

タクシー代行の仕組み



全乗連タクシー代行陸送保険(平成15年10月1日発足)

全乗連タクシー代行陸送保険は、各県協会加盟のタクシー代行業者および地区事業協同組合等専用の陸送保険です。商品は、対人賠償8,000万円、対物賠償200万円を基本とし、弾力的な対物免責金額(自己負担額)の設定や諸手続きの簡素化等事業者にも有利な保険です。また、保険料は約75%(優良割引70% 包括割引15%)と大幅な割引となっています。

この広告は概要です。詳しい内容については、お問い合わせください。

取扱代理店 (有)マツヤ
〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸1802 パラッツオ295 電話 044-935-6851

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン 営業開発第一部第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-3216

SJ08-13268(2009/4/1作成)

タクシー乗り場は・・・

わかりやすい標識、スロープ化、指導員の配置に加え、優良タクシー運転者専用やケア輸送等の優先入構、利用者が好きなタクシーを選べるなど関係者と協議しながら工夫に努めています。

東京タクシーセンターの乗り場は 321 (屋根付き86)
大阪タクシーセンターの乗り場は 252 (屋根付き54)
(平成21年1月現在)



無線配車は・・・

デジタル無線やIC公衆電話機の活用等で、迅速配車を目指しています。



支払いは・・・

これまでのチケット、クーポンだけでなく、クレジットカード、デビットカード、おサイフケータイで支払うことができるタクシーも増えています。



車は・・・

増加している車内で喫煙できない禁煙タクシーは、地域ぐるみの取組みも進み、31都府県で全車が禁煙となりました。(平成21年1月現在)



地域で頼られています・・・

全国で2,302のコース、8,252台の乗合タクシーが活躍しています。

コースの種類
団地型 24 空港型 287 福祉型 117
過疎地型 1,377 観光型 348

(平成20年4月1日現在)



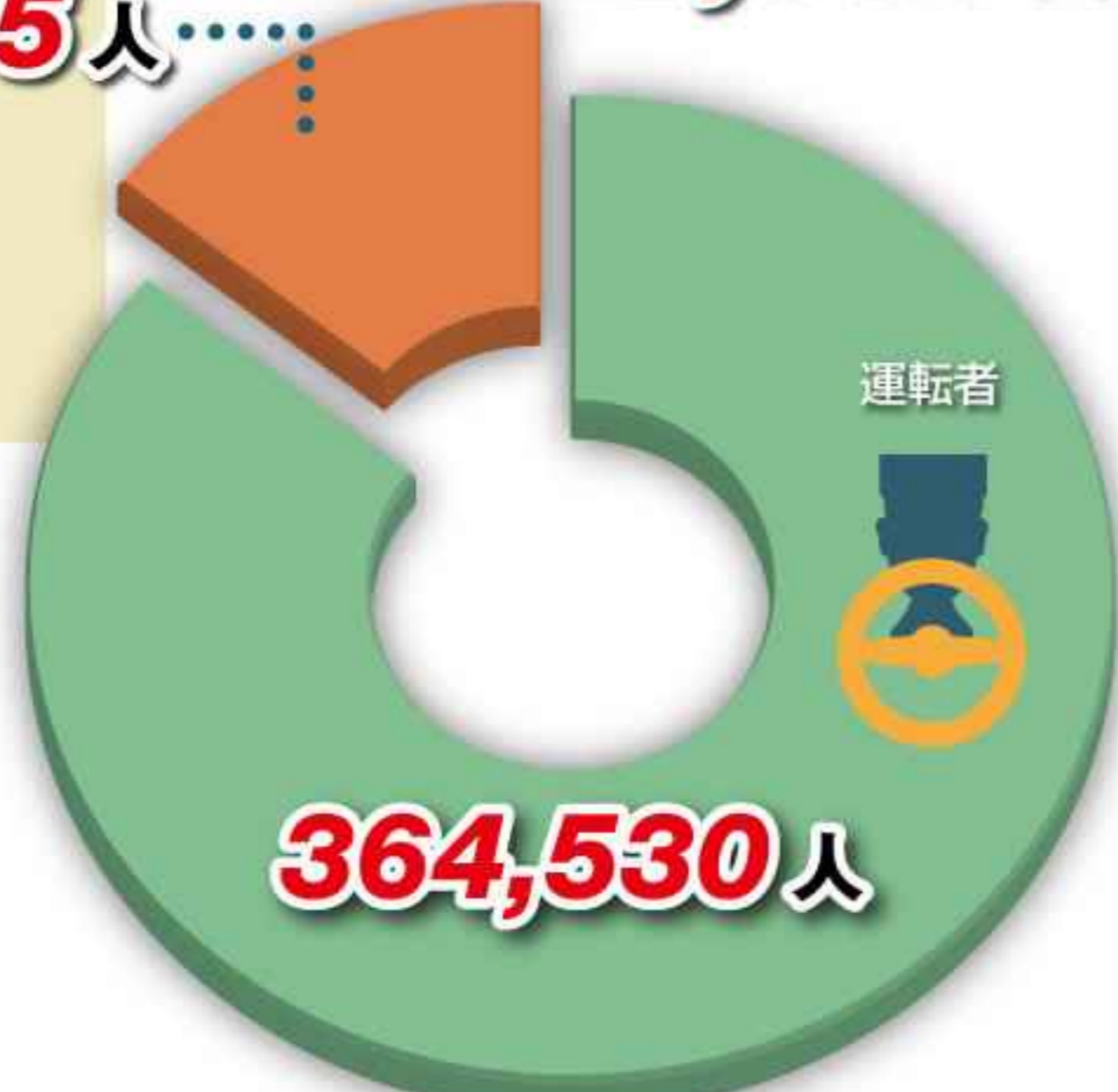
安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成



従業員数
422,905人



資料：平成19年3月末現在国土交通省調べ

運転者(男性)の平均年齢と勤続年数



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

運転者数の推移



平成元年	348,582人
5年	361,002
10年	360,156
11年	361,729
12年	358,888
13年	356,463
14年	361,853
15年	361,267
16年	379,993
17年	381,943
18年	357,794
19年	364,530

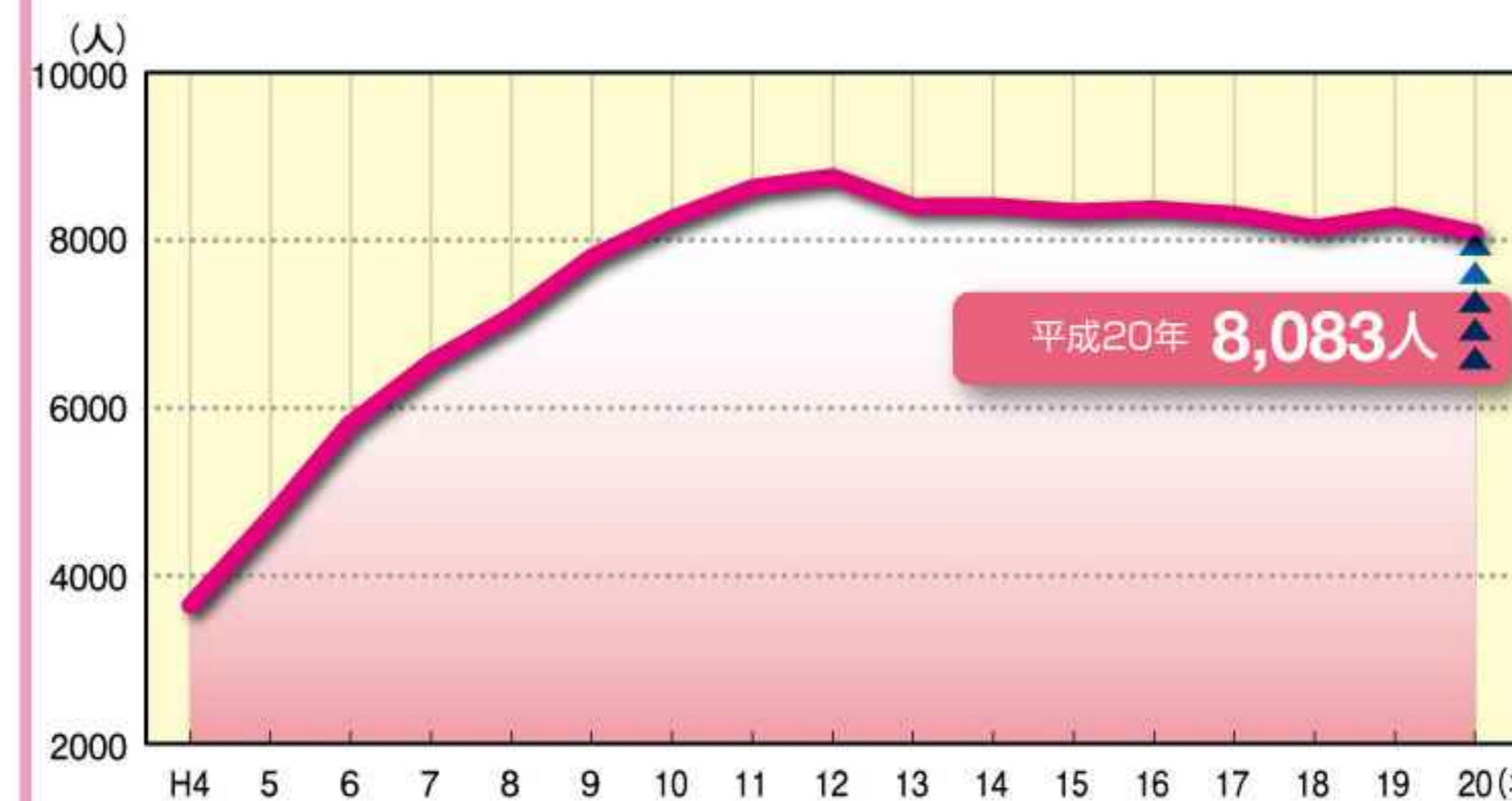
資料：各年3月末現在国土交通省調べ



女性乗務員

全国各地で多数の女性乗務員が活躍しています。新たな女性の職場進出としてマスコミ等、多方面から注目されています。さらに女性乗務員の受け入れを図るため、女性のための働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、職場施設の改善に力をいれています。

女性乗務員の推移



平成5年	4,601人
10年	8,259
11年	8,626
12年	8,754
13年	8,404
14年	8,407
15年	8,338
16年	8,372
17年	8,308
18年	8,146
19年	8,294
20年	8,083

資料：各年3月末現在全乗連調べ

女性乗務員の構成比率が高い都道府県

総運転者数に占める女性乗務員の構成比率は、全国平均で2.5%です。

- ① 富山 9.3%
- ② 島根 6.3%
- ③ 山口 6.2%
- ④ 山形 5.6%
- ⑤ 新潟 5.4%
- ⑥ 沖縄 5.2%
- ⑦ 長野 5.0%
- ⑧ 大分 4.2%

運転者登録制度

昭和45年、政府は、「タクシー業務適正化臨時措置法」(現「タクシー業務適正化特別措置法」)を制定し、東京(23区、武蔵野市、三鷹市)と大阪(大阪市、堺市、豊中市等)でタクシーの運転業務に従事する者については、所管大臣が指定した登録機関に登録しなければならないこととしました。

昭和30年代から40年代前半にかけての我が国は、高度経済成長により産業と人口の都市集中が進み、大都市を中心にタクシー需要が大幅に増大しましたが、一方で、タクシーの供給不足が生じ乗車拒否や不当運賃要求などの違法行為の多発とサービスの悪化を招きました。このため政府は、運転者の登録制度を創設するとともに登録の拒否及び取消要件を定め、タクシー営業の適正化を図ることとしたも

のです。

バブル経済崩壊以降の景気の低迷は、長期減少傾向を辿っているタクシー輸送人員の減少に一層の拍車をかけました。加えて、平成14年には受給調整規制が撤廃され、新規参入や増車が容易になったため、ただでさえ営業収入の減少により低下が進んでいた運転者の賃金を更に悪化させ、今ではサービスの質や安全性への信頼の低下が危惧されつつあります。そこで政府は平成20年6月、他の政令指定都市にも運転者登録制度を導入しました。

この結果、現在では、東京、大阪の他、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、北九州及び福岡の各地域で運転者登録制度が導入されています。

厳しい労働環境

公共交通の一翼を担うタクシーは、利用者のニーズに応じるため、拘束時間が長く深夜労働の比重が高いという労働環境の下にあります。また、賃金も利用者の減少傾向を反映して厳しい状況にあり、乗務員(男性)の年間賃金は全産業男性労働者と比較して約212万円(平成19年)低くなっています。

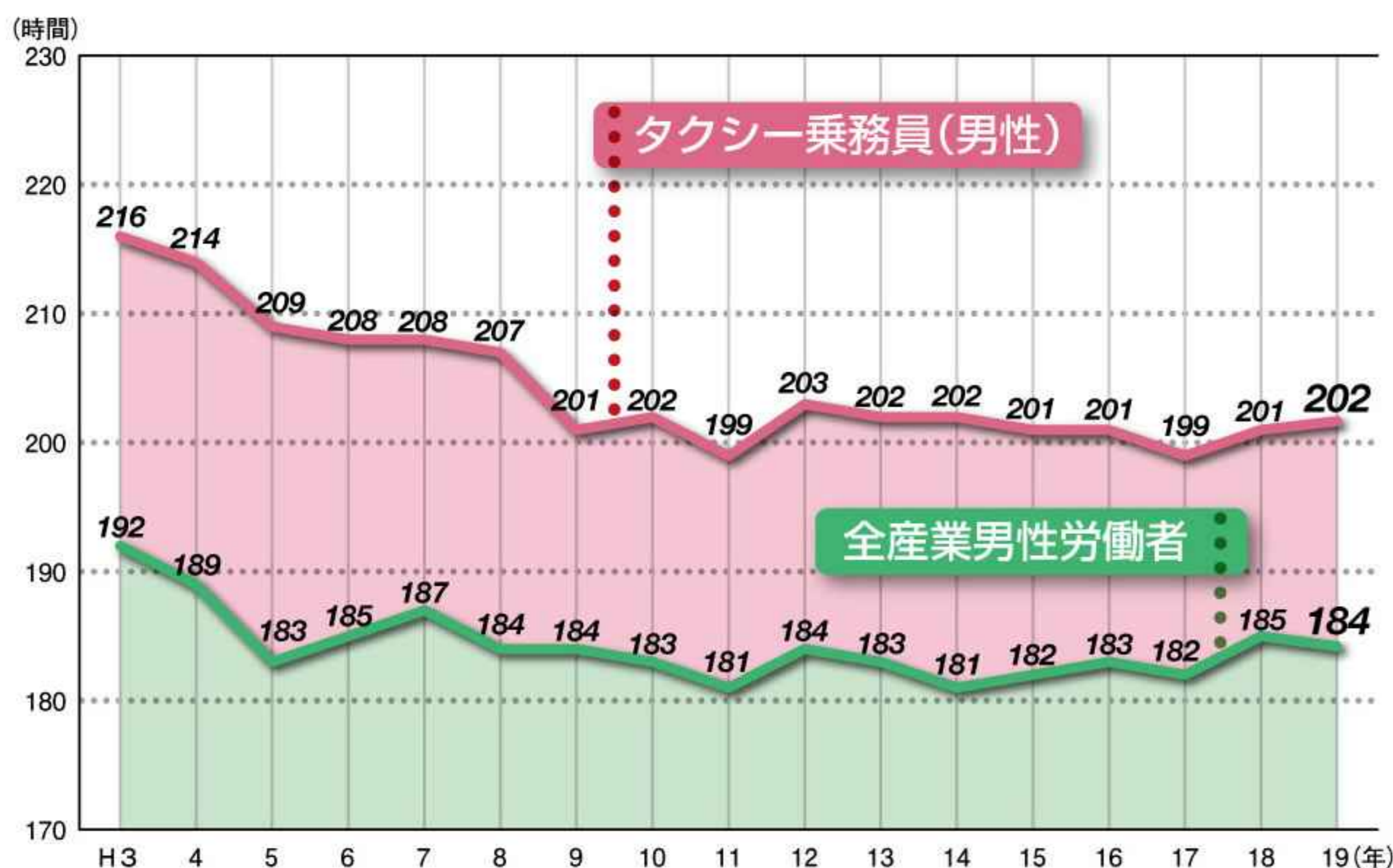
自動車運転者の労働時間等の改善基準

乗務員の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

	日勤の勤務		隔日の勤務	
拘束時間	1日 13時間以内 1カ月 299時間以内 (特例あり)	1勤務 21時間 1カ月 262時間 [地域の事情等により延長あり] (特例あり)	1勤務 21時間 (特例あり)	
最大拘束時間	1日 16時間以内 (特例あり)	1勤務 21時間 (特例あり)		
休息期間	継続8時間以上	継続20時間以上		
時間外労働	1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内			
休日出勤	1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回			

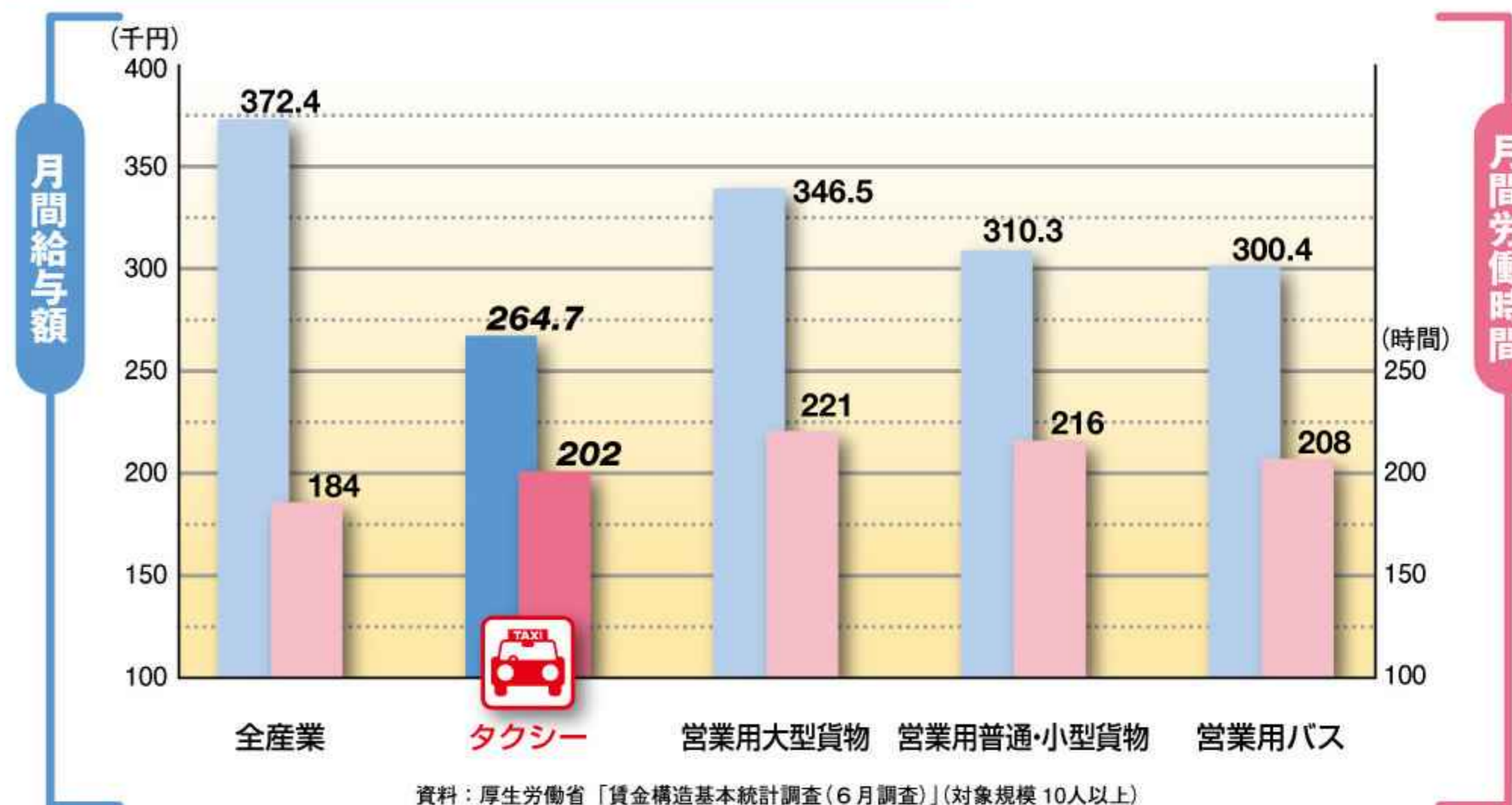
(改正：平成9年1月30日、厚生労働省告示第4号)

月間労働時間の推移



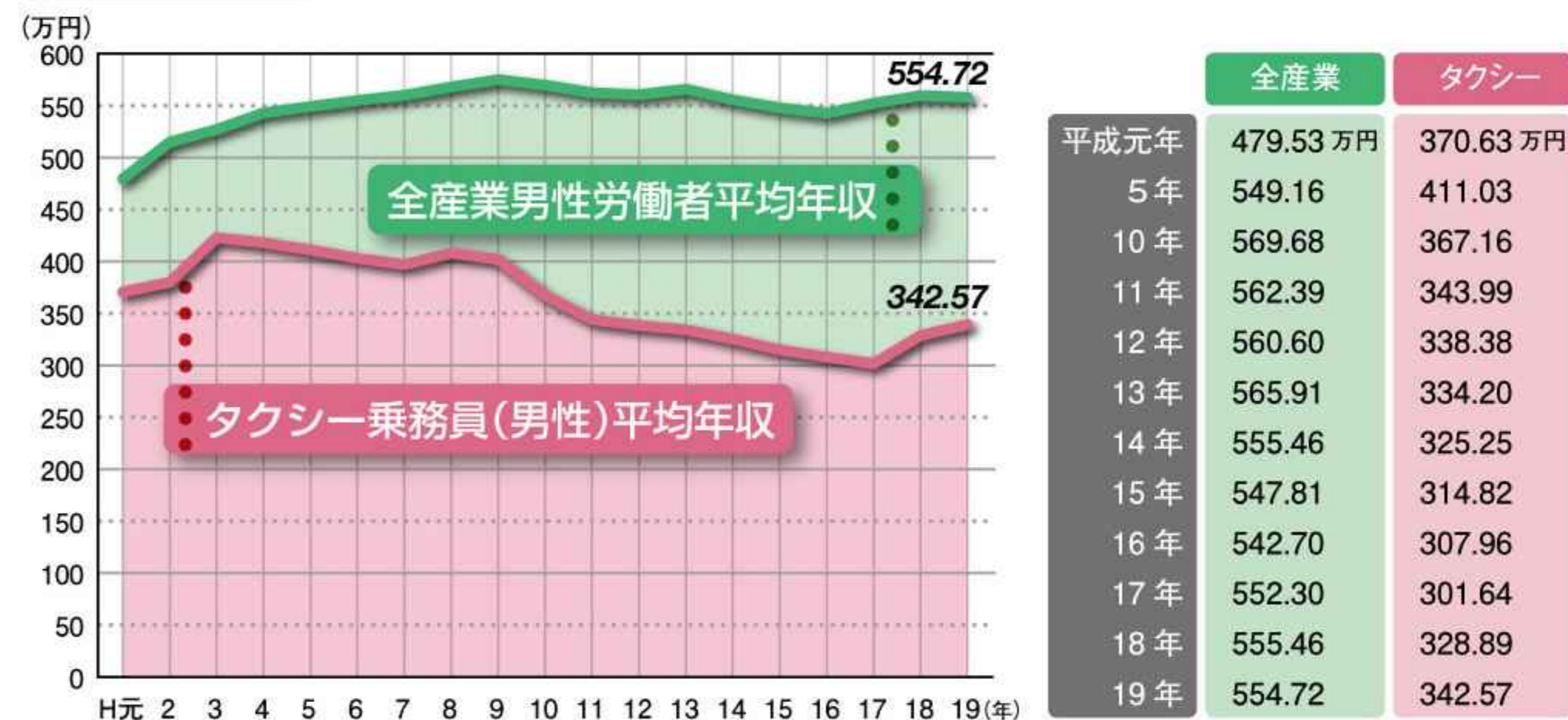
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(各年6月調査)」(対象規模10人以上)

自動車運転者(男性)の賃金、労働時間の状況 (平成19年)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(6月調査)」(対象規模10人以上)

年間賃金水準



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(各年6月調査)」より推計

法人タクシー事業者ランク評価制度

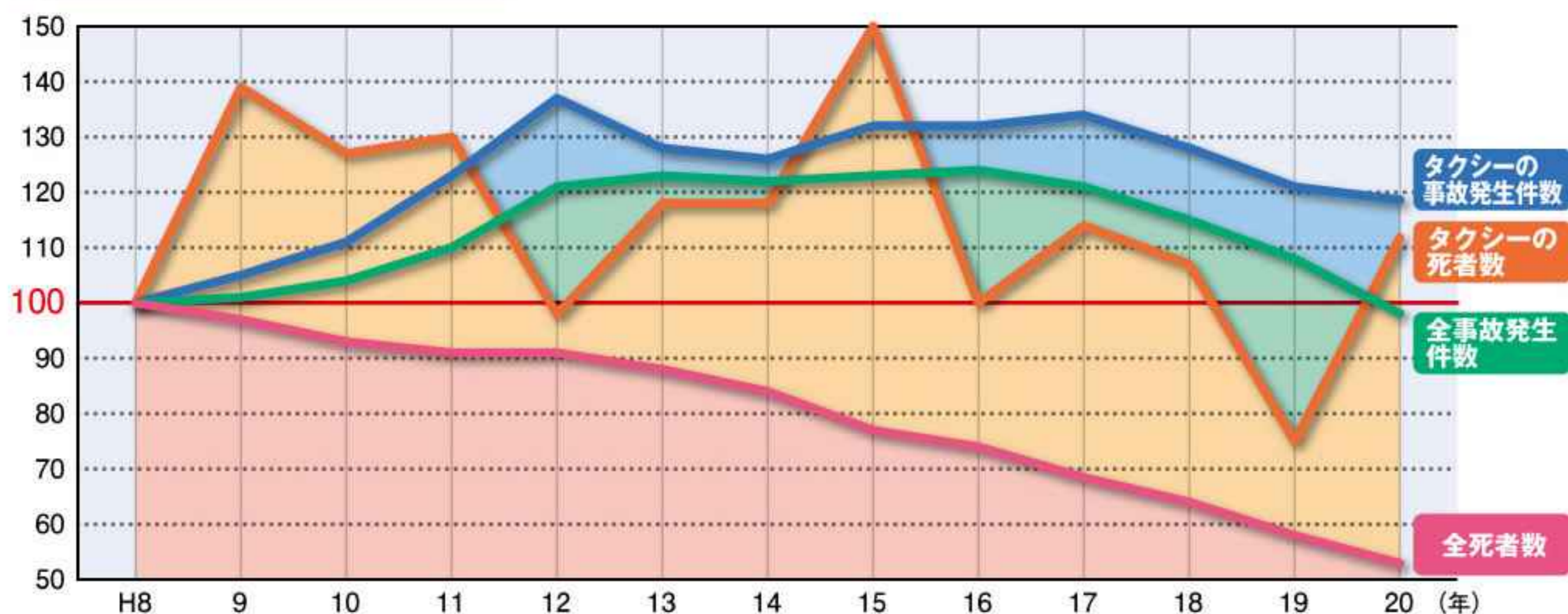
この制度は、東京タクシーセンター(国土交通大臣が指定する適正化事業等実施機関)が、東京23区及び武蔵野市、三鷹市の法人タクシー事業者を対象に「接客サービスに関する情報」「安全に関する情報」「法令遵守に関する情報」を収集し、AA・A・B・Cの4段階にランク付けするとともに優良な事業者を公表し、タクシー事業の発展とタク

シーサービスの改善を目的として実施している制度です。平成19年度の評価結果は、AAランク 121社、Aランク 118社、Bランク 59社、Cランク 24社でした。優良ランク法人事業者の車両には、原則として「AA」又は「A」のマークを車両の左側面2箇所に表示しておりますので、ご確認下さい。

無事故・たゆまぬ努力

ハイヤー・タクシー業界の事故発生件数は、全事故発生件数に比べ高止まりしており、利用者の安全のため業界挙げて交通事故防止に取り組んでいます。

交通事故発生状況(指数)



(注) ①上のグラフは交通事故の発生状況を、平成8年を100として指数で表したものです。
 ②タクシー欄は、物損事故を除きタクシーが第1当事者となったものを計上しました。(個人タクシーを含む。)
 ③タクシーの死者数は死亡事故件数を計上しました。(個人タクシーを含む。)
 ④警察庁調べ

	平成8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	771,840	780,399	803,878	850,363	931,934	947,169	936,721	947,993	952,191	933,828	886,864	833,019	766,147
死者数	9,942	9,640	9,211	9,006	9,066	8,747	8,326	7,702	7,358	6,871	6,352	5,744	5,155
タクシー	18,763	19,776	20,872	23,042	25,624	24,037	23,635	24,682	24,792	25,110	23,969	22,756	22,438
死者数	44	61	56	57	43	52	52	66	44	50	47	33	49

ドライブレコーダー

車両のフロントガラスのルームミラー付近にカメラを装着し、交通事故の瞬間等衝撃があった場合に、前方の映像を事故等の前後15秒から30秒間記録保存するものです。記録された映像を解析し、事故防止及

び運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。

搭載台数 約7万台 (平成20年3月末現在)
 (搭載割合は約31% 法人タクシー)



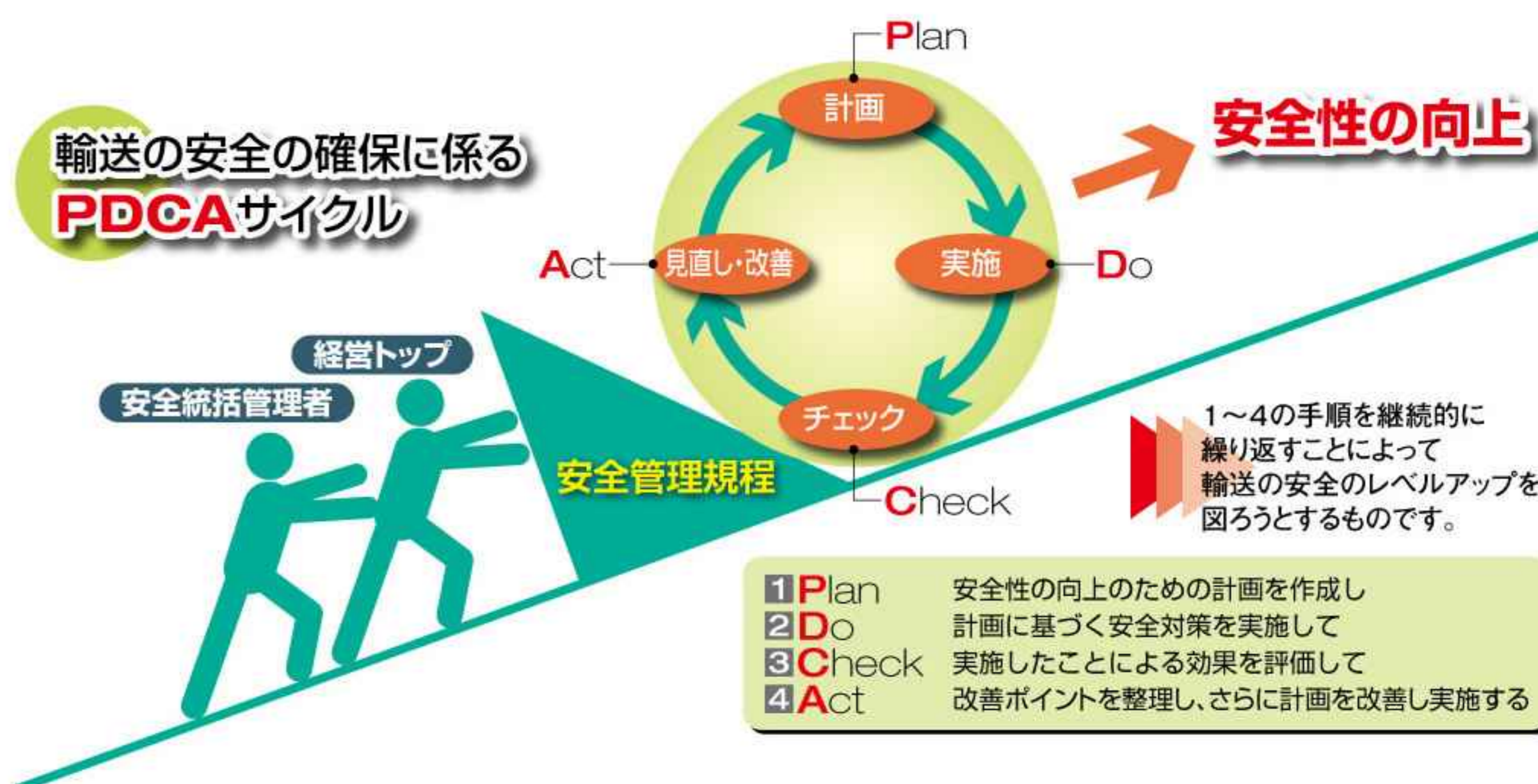
事故が発生する前から周辺環境を含んだ画像を捉えます。

資料：(株)日本交通事故鑑識研究所

運輸安全マネジメントの導入

道路運送法の一部改正により全ての事業者が輸送の安全確保、所謂「運輸安全マネジメント」を、平成18年10月より導入することになりました。これにより、事業経営者が輸送の安全性を確保することはもとより、安全確保義務が明確になりました。また、すべての運輸事業者は、経営トップから運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、輸送の安全性の向上に努めなければならなくなりました。

輸送の安全の確保に係るPDCAサイクル



- Plan** 安全性の向上のための計画を作成し
- Do** 計画に基づく安全対策を実施して
- Check** 実施したことによる効果を評価して
- Act** 改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する

1~4の手順を継続的に繰り返すことによって輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

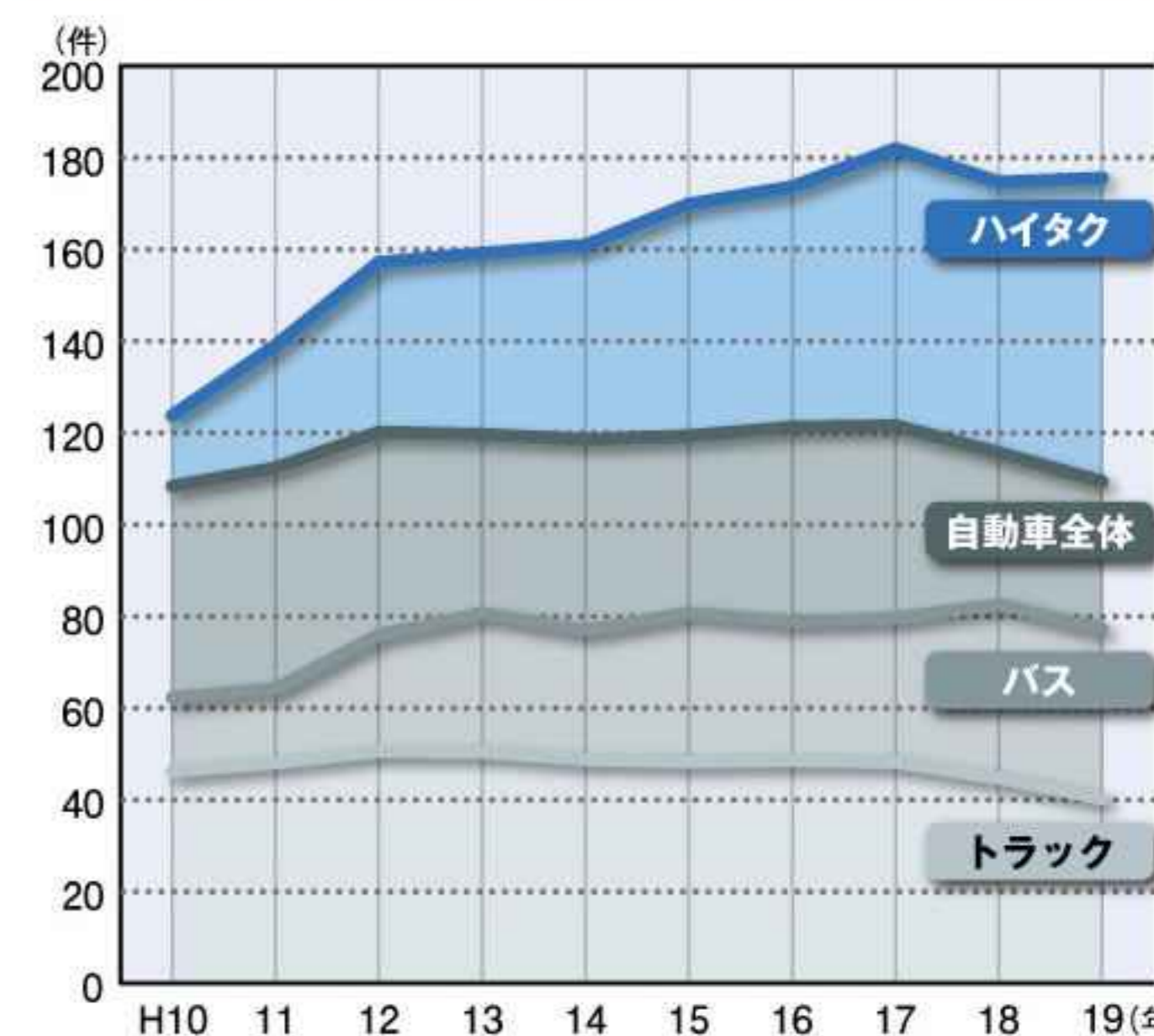
後部座席シートベルト着用の推進

後部座席シートベルトの着用が義務化
 (平成20年6月1日)

後席に乗り、シートベルト未装着のときに事故が発生すると、車外に放出されることもあります。また、前席の乗客等にぶつかるなどにより被害者となり、また加害者となる可能性が高くなります。



走行1億キロ当たりの交通事故発生件数の推移



出典：事業用自動車の交通事故統計 (平成19年版、(財)交通事故分析センター)

第二種免許

第二種免許は、旅客自動車を運転するための必要な免許です。改正道路交通法の施行により第二種免許は、平成14年か

ら指定自動車教習所で取得できるようになりました。

教育カリキュラム

基本課程			取得時講習		
学 科	19時間	第1段階 第2段階	7時間	8時間	1時間
	21時間	第1段階 第2段階	8時間	4時間	1時間
技 能	基本操作及び基本走行		8時間	悪条件下での運転	1時間
	応用走行		13時間	夜間の運転	1時間
計	40時間		12時間	危険を予測した運転	2時間

(注)①取得時講習は、基本課程の中で実施しますので内数となります。
②教習料金は教習所によって若干の違いはありますが、取得時講習を含め約25万円程度になります。

運転免許保有状況(普通第二種・中型第二種免許)

(平成19年末現在)
(平成19年6月から「中型第二種免許」が新設)

1,184,401人 ・男性1,145,858人(対前年比-15,693人) ・女性38,543人(同+1,326人)

教育指導

事業者は、利用者の安全のために、運転者に対して日常的に乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して健康管理を含む

指導を行うとともに、国の指針に則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。

講習風景



優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員等を表彰し、士気の高揚を図っています。

平成20年
優良乗務員表彰 86人(累計3,886人)
優良乗務員証 163人(累計3,664人)

運行管理者の選任

改正道路運送法により、運行管理者は国家資格とされ国家試験制度が導入されました。なお、試験は年2回実施され、平成18年10月1日より運行管理者試験の区分を一本化し、試験合格者については資格者証の種類が「旅客」「貨物」の区分に統一されました。

また、各営業所において、タクシー車両40台ごとに1名以上の配置基準で、有資格の運行管理者が選任されています。

運行管理者の主な業務

- 乗務開始前・後点呼の実施
- 乗務割の作成
- 乗務記録と運行記録計による管理
- 乗務員教育
- 異常気象時等の措置
- 事故発生後の措置

防犯対策

タクシー事業者は、運転者に防犯マニュアルを携行させる他、施設面では、防犯仕切板及び緊急通報システム等を設置。

更に、警察から防犯責任者等に対する指導教養及び防犯訓練等の指導を受けています。

防犯仕切板の設置状況



GPS等と連動した緊急無線等の設置状況



全国乗用自動車防犯協力団体連合会
調査年月日：平成20年3月末現在

タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に多発しています。

	平成18年	平成19年	増減
発生件数	178	184	+6
検挙件数	116	117	+1
検挙率	65.2	63.6	

(警察庁調べ)

タクシーの防犯基準(概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	・営業所等で防犯責任者を指定 ・乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	・車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 ・乗客に対する声かけの励行、必要最小限度の現金の所持 ・車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	・車外防犯灯、防犯仕切板等防犯設備の設置等
その他	・事業者の防犯必携(防犯マニュアル)の作成 ・車外防犯灯に関する広報等

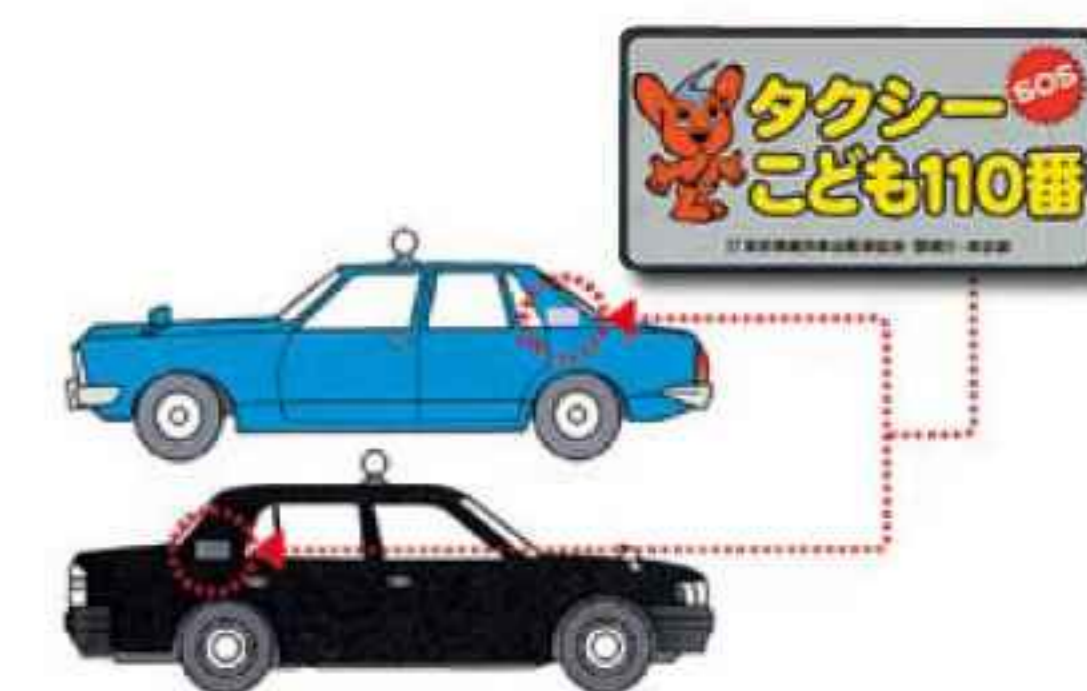
地域貢献

(タクシー子ども110番&防犯活動など)

大地震などの非常災害が発生したときに災害現場の情報提供をする「防災レポートタクシー」また、子どもたちが助けを求める事態が発生したときに、駆け込めて安全を確保できる「タクシー子ども110番」、「巡視パトロール」のシールを貼った「タクシーパトロール」が各地で活躍しています。

また、増加する認知症老人を手助けするため「はいかい老人SOSネットワークシステム」に参加したり、深夜から早朝にかけてタクシーをコンビニエンスストアの駐車場に待機させ、運転者が不審者を監視する代わりに、コンビニエンスストアをタクシー乗り場として活用する等、地域の防犯対策にも取り組んでいます。

「タクシー子ども110番」のステッカーを貼付し、「子ども」がいつでも助けを求められる環境をつくっています。



タクシーによる防犯協力のイメージ



広報活動

8月5日はタクシーの日



映画とタイアップしたステッカー



北海道

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年(1912年)8月5日です。現在の東京・有楽町マリオン(千代田区有楽町2-5)に設立された「タクシー自動車株式会社」がタクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年(1989年)に8月5日を全国統一の「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。また、この「タクシーの日」に因んで全タク連他16の団体・協会では、自動車事故被害者援護財団や交通遺児育成基金、交通安全協会、福祉団体等に毎年寄付金を贈呈しています。



埼玉



三重



広島



兵庫



熊本



各県の頒布物によるPR



沖縄

各県協会のホームページ

全タク連では定期刊行物の発行をはじめとして、ホームページにおいて各種資料の提供或いは情報公開に努めています。また各都道府県ハイヤー・タクシー協会においてもホームページ或いは刊行物の発行などにより情報の提供を行っています。



都道府県協会一覧

団体名	所在地	電話・FAX
(社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(社)宮城県タクシー協会	〒984-0011 仙台市若林区六丁の目西町8-59	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0844 水戸市住吉町292-5 茨城県自動車会館	029-247-6602 FAX: 029-247-2114
(社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
群馬県ハイヤー協会	〒379-2166 前橋市野中町588	027-261-2071 FAX: 027-263-0611
埼玉県タクシー協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
千葉県タクシー協会	〒261-0002 千葉市美浜区新港212-2 千葉県交通会館	043-243-2460 FAX: 043-248-6306
(社)東京乗用旅客自動車協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤータクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイタク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
石川県タクシー協会	〒920-0918 金沢市尾山町9-13 中小企業会館	076-232-1348 FAX: 076-232-1349
長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協議会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-881-1315 FAX: 052-872-0968
愛知県タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(社)三重県旅客自動車協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車協議所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(社)京都乗用自動車協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(社)大阪タクシー協会	〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋1-3-4 日本生命長堀橋ビル	06-6258-1221 FAX: 06-6258-1215
(社)兵庫県タクシー協会	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-34	078-341-6036 FAX: 078-341-5617
奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山形町北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
鳥取県ハイヤータクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670
(社)島根県旅客自動車協会	〒690-0024 松江市馬場町堀り木64-3	0852-37-0334 FAX: 0852-37-1158
(社)岡山県タクシー協会	〒703-8286 岡山市旭東町2-10-8 岡山県タクシー会館	086-272-3451 FAX: 086-273-7475
(社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー年全会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(社)山口県乗用自動車協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-6555 FAX: 088-866-6556
高知県ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東町4-14-31 熊本県タクシー会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字織戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
(社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

平成21年3月末現在



全国ハイヤー・タクシー連合会
(社団法人 全国乗用自動車連合会)
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人：富田昌孝

編集人：伊藤 隆

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階

TEL 03(3239)1531(代表)

FAX 03(3239)1619

URL : <http://www.taxi-japan.or.jp>

E-mail : info@taxi-japan.or.jp

